

写

8 消安第998号
令和8年5月19日

動物検疫所長 宛

消費・安全局長

「水産資源保護法の運用について」の一部改正について

「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（令和8年農林水産省令第13号）が令和8年3月9日付けで公布され、令和8年6月9日から施行されることになりました。

これに伴い、「水産資源保護法の運用について」（平成19年9月19日付け19消安第3823号消費・安全局長通知）の別添「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」の一部を改正し、令和8年6月9日から適用するので、体制整備の上、適切な執行をお願いいたします。

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領</p> <p>第1 輸入許可事務及び検査に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 管理命令の実施</p> <p>(1) 第1号水産動物の現物検査により2(2)①のイを満たしていない場合であって、法第14条に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を命ずる場合は、<u>速やかに管理飼育措置が講じられるよう</u>、動物検疫所が別途定めるところにより、当該第1号水産動物を収容し管理飼育を実施する施設等について、あらかじめ動物検疫所の確認を受けるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 動物検疫所は、消費・安全局長が別途定める病性鑑定指針に記載された検査手順に従って精密検査を実施する。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、畜水産安全管理課を通じて<u>国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所</u>に対し協力を依頼することができる。</p>	<p>(別添)</p> <p>水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領</p> <p>第1 輸入許可事務及び検査に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 管理命令の実施</p> <p>(1) 第1号水産動物の現物検査により2(2)①のイを満たしていない場合であって、法第14条に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を命ずる場合は、動物検疫所が別途定めるところにより、当該第1号水産動物を収容し管理飼育を実施する施設等について、あらかじめ動物検疫所の確認を受けるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 動物検疫所は、消費・安全局長が別途定める病性鑑定指針に記載された検査手順に従って精密検査を実施する。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、畜水産安全管理課を通じて<u>国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所</u>に対し協力を依頼することができる。</p>

<p>(6) 動物検疫所は、必要に応じて<u>法第16条第1項に基づき当該管理施設に立ち入り、当該第1号水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 輸入許可関連情報の共有 動物検疫所は、輸入許可関連書類等国内の水産防疫上必要な情報について、動物検疫所が別途定める手順に従って畜水産安全管理課及び輸入許可を受けた輸入防疫対象疾病の第1号水産動物の仕向先の養殖場等を管轄する<u>都道府県水産防疫担当部局</u>に提供し、共有するものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>第3 第1号水産動物の輸入に係る畜水産安全管理課長による事前確認について</u> 規則第1条第1項に掲げる水産動物であって、生きており、かつ、食用に供されるもののうち、輸入後、別途畜水産安全管理課長通知で定める施設において一時的に保管するもので、その飼育水を下水道に排水するもの又は輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で消毒等を行うものを輸入する者は、あらかじめ輸入許可を受ける必要がないもの(輸入許可対象外)であることについて、畜水産安全管理課長の確認を受けることとする。</p>	<p>(6) 動物検疫所は、必要に応じて当該管理施設に立ち入り、当該第1号水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 輸入許可関連情報の共有 動物検疫所は、輸入許可関連書類等国内の水産防疫上必要な情報について、動物検疫所が別途定める手順に従って畜水産安全管理課及び輸入許可を受けた輸入防疫対象疾病の第1号水産動物の仕向先の養殖場等を管轄する<u>都道府県水産防疫担当部署</u>に提供し、共有するものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

(別紙1)

輸入防疫対象疾病の外見的臨床症状及び発症水温について

対象水産動物	疾病名	外見的臨床症状	通常発症水温
さけ科魚類	(略)	(略)	(略)
	ピシリケッ チア症	体表に白色 病巣、 <u>浅い出 血性潰瘍</u> 、体 表黒化	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
こい きんぎょその他 のふな属魚類 こくれん はくれん あおうお そうぎょ	(略)	(略)	<u>11℃</u> ～17℃
(略)	(略)	(略)	(略)
くるまえび科え び類	(略)	(略)	(略)
	<u>バキュロウイ ルス・ペナエイ感 染症</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび 類 (くるまえび	(略)	(略)	(略)

(別紙1)

輸入防疫対象疾病の外見的臨床症状及び発症水温について

対象水産動物	病名	外見的臨床症状	通常発症水温
さけ科魚類	(略)	(略)	(略)
	ピシリケッ チア症	体表に白色 病巣、 <u>浅い出 血性潰瘍</u> 、体 表黒化	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
こい きんぎょその他 のふな属魚類 こくれん はくれん あおうお そうぎょ	(略)	(略)	<u>10℃</u> ～17℃
(略)	(略)	(略)	(略)
くるまえび科え び類	(略)	(略)	(略)
	<u>バキュロウイ ルス・ペナエイに よる感染症</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>リトペネウス属</u> (<i>Litopenaeus</i>) えび類	(略)	(略)	(略)

及びこうらいえびを除く。)				ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類			
くるまえび しろあしえび うしえび こうらいえび おにてながえび	(略)	(略)	(略)	くるまえび しろあしえび こうらいえび	(略)	(略)	(略)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (しろあしえびを除く。)	(略)	(略)	(略)	くるまえび ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類	(略)	(略)	(略)
ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 (くるまえび及びしろあしえびを除く。) よしえび属えび類	モノドン型バキ ュロウイルス感 染症	(略)	(略)	ペネウス属 (<i>Penaeus</i>) えび類 フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>) えび類 メリセルトウス属 (<i>Melicertus</i>) えび類	モノドン型バキ ュロウイルスに よる感染症	(略)	(略)

くるまえび科えび類 てながえび科えび類	十脚目イリドウ ウイルス病	赤みを帯びる、 甲殻の軟化、額角の付け根の甲殻下部に白い三角形の領域が観察（オニテナガエビのみ）、肝臓臓の退色	24℃～30℃
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)	(略)

(別紙3)

年 月 日

動物検疫所長 殿

よしえび属えび類			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
とこぶし ふくとこぶし	(略)	(略)	(略)
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいがわび	アワビの細菌性 膿疱症	腹足に膿疱状の 病変	20℃～27℃
(略)	(略)	(略)	(略)

(別紙3)

年 月 日

動物検疫所長 殿

管理を受けた者の名称、住所、
代表者氏名

水産資源保護法第14条の規定に基づく水産動物等の管
理状況の結果についての報告書

標記の件に関し、下記のとおり報告します。

記

輸入許可証の年月日、番号：

管理場所 ：住所

 ：担当者名

 ：電話

 ：電子メール

(略)

管理を受けた者の名称、住所、
代表者氏名

水産資源保護法第14条の規定に基づく水産動物等の管
理状況の結果についての報告書

標記の件に関し、下記のとおり報告します。

記

輸入許可証の年月日、番号：

管理場所 ：住所

 ：担当者名

 ：電話

 ：FAX

(略)